

## 市報にいがた広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「市報にいがた」(以下「市報」という。)の広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告枠 広告を掲載するため、市報に設けられたスペースをいう。
- (2) 広告掲載 市報に民間企業等の広告を有料で掲載することをいう。
- (3) 広告主 広告枠へ広告を掲載する者をいう。
- (4) 広告代理店 広告主を募集し広告原稿制作を行うことができる事業者をいう。

(広告掲載の方法等)

第3条 広告掲載は、市長が広告代理店に広告枠を売却することにより行う。売却の方法は、市長が別に定める。

- 2 広告代理店は、新潟市広告掲載要綱(以下「要綱」という。)及び新潟市広告掲載基準(以下「基準」という。)の規定を遵守のうえ、広告主を募集し、市長が指定する期日までに広告原稿を市に提出するものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告枠の大きさは、毎号8枠分(1枠 天地73mm×左右121mm)とする。広告枠の位置は、市長が別に定める。

- 2 市ホームページに掲載する市報には、広告を掲載しない。

(広告の審査等)

第5条 広告代理店は、第3条第2項に基づき提出する広告原稿について、市長が指示するところにより市の審査を受け、その承認を得なければならない。

- 2 広告代理店は、前項の規定に基づき広告原稿を市に提出する際には、広告審査依頼書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 3 市は、提出された広告原稿の審査の結果、広告内容が要綱及び基準を満たしていないとき、または広告内容が不相当と認められる場合は、広告代理店に対し、広告内容の補正等を指示するものとする。
- 4 前項の指示があったときは、広告代理店は、広告内容の補正を行い、市長が指定する期日までに補正した広告原稿を提出しなければならない。
- 5 市長は、広告代理店から提出された広告原稿を審査し、承認したときは、広告内容承認書(別記様式第2号)により広告代理店へ通知するものとする。

(広告掲載に係る契約)

第6条 広告掲載に係る契約は、新潟市契約規則（昭和41年新潟市規則第20号）に基づき行うものとする。

(広告枠買取料の納期)

第7条 広告代理店は、広告枠の買取料を、市が発行する納入通知書により、市長が別に定める期日までに支払わなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告枠の取り消し)

第8条 市長は、広告代理店が買い取った広告枠について、第3条第2項による広告原稿の提出を受けないときは、当該枠に市の記事を掲載することができるものとし、広告枠買取料の減額は行わないものとする。

(広告内容についての責任)

第9条 広告代理店は、広告を掲載する広告主との間で、次の各号に定めることについて取り決めなければならない。

(1) 広告内容その他広告掲載に関すること（以下「広告内容等」という。）の一切の責任は、広告主及び広告代理店（以下「広告主等」という。）が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(2) 広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、広告主が保証すること。

(3) 市に対して、広告主の責めに帰する理由に基づき、第三者から広告主の広告活動に関連して損害を受けたという請求がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わないものとする。

(裁判管轄)

第10条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、新潟市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月5日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

広告審査依頼書

（宛先）新潟市長

住所（所在地） \_\_\_\_\_

法人名（名称） \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

市報にいがた広告掲載取扱要領第5条第2項の規定に基づき、次のとおり依頼します。

【市報にいがた ○月○日号】掲載予定広告リスト

広告主の名称	広告主の業種	掲載予定広告の概略

備考 広告原稿を添付してください。

